

岸本町・溝口町合併協議会 第5回会議

日時 平成15年9月10日(水)午後2時から

場所 溝口町中央公民館 大会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 報告事項

- (1) 議員等の定数及び任期小委員会の審議状況について・・・当日配布
- (2) 新町事務所位置小委員会の審議状況について・・・1
- (3) 新町名称絞り込み結果について・・・6
- (4) 岸本町・溝口町合併まちづくり委員会の開催状況について・・・7
- (5) 協議項目17 使用料、手数料等の取り扱いについて・・・10
- (6) 協議項目25-4 各種事務事業の取り扱い(負担金の取り扱い)について・・・11
- (7) 協議項目25-25 各種事務事業の取り扱い(窓口業務)について・・・12
- (8) 協議項目25-31 各種事務事業の取り扱い(土木建設事業)について・・・14
- (9) 協議項目20 諮問機関の取り扱いについて・・・15

4. 協議事項

- (1) 新町名称アンケートについて・・・16
- (2) 合併まちづくりシンポジウムの開催について・・・19
- (3) 住民アンケートの対象とする新町名称候補の選定について・・・21

5. 提案事項

- (1) 新町の本庁舎位置について・・・24

6. その他

- (1) 次回開催日について

(案) 10月第2水曜日: 10月8日 午後2時から 岸本町農村環境改善センター

7. 副会長閉会あいさつ

岸本町・溝口町合併協議会委員名簿

職名	委員区分	氏名	備考
会長	1号委員 (行政関係)	河合 勝	岸本町長
副会長		住田 圭成	溝口町長
委員		石田 保	岸本町助役
		圓山 和紀	溝口町助役
	2号委員 (議会関係)	西村 忠	岸本町議会
		下村 有象	岸本町議会
		西郷 一義	岸本町議会
		野坂 明典	岸本町議会
		箕矢 静人	溝口町議会
		入江 正美	溝口町議会
		田中 宏	溝口町議会
		浦部 要右	溝口町議会
	3号委員 (学識経験者)	池田 義則	岸本町学識経験者
		大前 直	岸本町学識経験者
		山西 敷	岸本町学識経験者
		秋田 壽江	岸本町学識経験者
		白石 鉄平	岸本町学識経験者
		中野 喜弘	溝口町学識経験者
		松本 和三	溝口町学識経験者
		南葉 正明	溝口町学識経験者
		小谷 勢津子	溝口町学識経験者
監査委員		大森 正人	溝口町学識経験者
		高塚 一男	岸本町代表監査委員
		森谷 淳	溝口町監査委員

岸本町・溝口町合併協議会幹事会名簿

溝 口 町			岸 本 町		
幹事長	助役	圓山 和紀	副幹事長	助役	石田 保
幹事	教育長	木村 寛司	幹事	教育長	妹尾 千秋
	総務課長	森田 俊朗		総務課長	岡田 賢治
	企画課長	杉原 良仁		地域振興課長	鞍掛 宣史

岸本町・溝口町合併協議会事務局名簿

事務局長	石田 保	岸本町助役	室長	佐蔵 絢子	溝口町課長囑託
副事務局長	圓山 和紀	溝口町助役	次長	斉下 正司	岸本町課長補佐
			次長	影山 知也	鳥取県主幹
			室長補佐	森 道彦	溝口町課長補佐
			主事	遠藤 友識	岸本町主事
			主事	小村 里美	岸本町囑託

報告第1号

平成15年9月10日

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝 様

議員等の定数及び任期小委員会 委員長 箕矢 静人

議員等の定数及び任期小委員会第6回会議の審議状況について

このことについて、別紙とおりに報告します。

別紙

議員等の定数及び任期小委員会会議報告書

当委員会では第6回の会議を開催し、協議結果を次のとおり報告します。

1. 協議の経過

第6回会議

開催日時 平成15年9月6日(土)午前9時～午前11時25分

開催場所 溝口町中央公民館 中会議室

出席委員 箕矢静人(委員長)、西村 忠(副委員長)、田中 宏、松本和三、
西郷一義、山西 敦
オブザーバー 石田保(岸本町助役)、圓山和紀(溝口町助役)

会議内容

協議事項

①今回の小委員会では、9月協議会に結論を出すという目標に向けて、両町議会の意向を尊重し、住民に理解が得られるような結論を導き出すため、全委員が真剣に協議を行いました。小委員会の意思決定は、「合意が原則」ということから、4回に渡って同様の内容での協議が行われ、結論を出せない状況が続いています。結局、今回も結論に至らず次回、結論を出すよう努力するということを改めて確認し、閉会しました。

協議の内容として、議員の定数及び任期等については、在任特例を適用するか否かが議論の中心で、溝口町議会では旧町の決算を見届けるため、在任特例を適用した方がよいという意見が多く、一方、岸本町議会では、小委員会の素案を尊重したいとの意見が多く、岸本町議会で調整案が検討され、それについての報告があり、次回改めて検討することとしました。

②農業委員の定数及び任期については、しばらく小委員会での協議がなされなかったため、今までの協議内容、県内の合併協議会の決定状況などを確認しました。決定事項としては、次回までに小委員会の素案や両町農業委員会からの要望書をふまえて、両町の委員がそれぞれの農業委員会との協議を行い、結論に至るよう努力することを確認しました。

③次回の小委員会の開催予定は、平成15年10月4日(土)午後1時30分から岸本町で開催することを確認しました。

報告第 2号

平成 15年 9月 10日

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝 様

新町事務所位置小委員会 委員長 下村 有象

新町事務所位置小委員会第 5、第 6回会議の審議状況について

このことについて、別紙のとおり報告します。

別紙

新町事務所位置小委員会会議報告書

当委員会の第5回、第6回会議の協議結果について、次のとおり報告します。

(1)第5回会議

開催日時 平成15年8月27日(水)午前9時30分～午前11時00分

開催場所 溝口町中央公民館 中会議室

出席委員 下村委員長、浦部副委員長、秋田委員、大森委員、大前委員、中野委員
オブザーバー 石田委員、圓山委員

会議内容

(協議事項)

本庁舎位置検討評価シートの評価項目の決定理由とその配点理由について協議し、別紙1のとおり取りまとめた。

評価シートの項目、内容、採点方法について確認し、岸本町役場のエレベーターについては、年内に設置される見込みとして採点することとした。

評価シートは別紙2のとおり決定した。

評価シートの採点結果の判定について協議し、各委員が採点した結果で本庁舎と判定した人が多かった方を本庁舎とすることに決定。

同数の場合は、委員で協議して決定することとし、それでも決まらない場合は委員長が決めることに決定。

各委員が評価シートにより採点して、6人の委員全員が岸本町役場を本庁舎に判定しており、岸本町役場を本庁舎とすることに決定。

9月10日の協議会で提案することとして次回小委員会で提案内容等を協議することに決定。

合併後10年以内に合併特例債制度を活用して新しく庁舎を建設するかどうかについて協議を行い、このことについては小委員会として検討を行わず、新町において判断してもらうことに決定。

次回小委員会は、9月1日に岸本町で開催することに決定。

(2)第 6回会議

開催日時 平成 15年 9月 1日 (月) 午前 9時 30分 ~ 午前 10時 00分

開催場所 岸本町農村環境改善センター 農事研修室

出席委員 下村委員長、浦部副委員長、秋田委員、大森委員、大前委員、中野委員
オブザーバー 石田委員

会議内容

(協議事項)

合併協議会第 5 回会議における小委員会報告について協議し、報告内容を取りまとめた。(本報告書の(1)のとおり)

合併協議会第 5 回会議における提案事項について協議し、本庁舎の位置を岸本町役場に置く」と提案することに決定。

評価項目の配点理由について

1 庁舎の現況・・・30点を配点

- ・本庁舎の方により多くの職員が働き、より多くの住民が訪れ、議会が置かれる可能性も高いと考えられる。
- ・したがって、本庁舎に一番重要と考えられる要件は、職員が働く事務スペースが広く、住民が役場に行く場合に十分な駐車場があり、また建物が障害者にも配慮してあり利便性が高いなど庁舎の状況である。

2 交通関係・・・20点を配点

- ・本庁舎にはより多くの職員が通勤し、より多くの住民が訪れ、町外からも訪問者が多いと考えられる。
- ・したがって、本庁舎に2番目に重要と考えられる要件は、住民が役場の窓口に行ったり職員が通勤するに当たって、公共交通機関や道路の便利が良く、分かりやすい場所にあることである。

3 人口・・・15点を配点

- ・本庁舎は、町としての賑わいがあり発展している地域にあるのがふさわしいと考えられる。
- ・したがって、本庁舎に3番目に重要と考えられる要件は人口が増加して発展している地域にあることである。

○ 本庁舎決定に当たり考慮すべき点としてはその他に次のものがと考えられる。

地理的条件（すべての住民から見て距離的に中心にあること）・・・10点配点

庁舎の位置関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・10点配点
 （県の総合事務所からの距離が近いこと、各集落からの距離があまり遠くないこと）

学校や官公署等との距離が近いこと・・・・・・・・・・5点配点

病院や集会所などの施設が近くにあること・・・・・・・・・・5点配点

銀行やJA等の公共的団体の施設が近くにあること・・・・・・・・・・5点配点

町名			岸本町 (役場)	採点	溝口町 (役場)	採点
配点	大項目	小項目				
100 30 点	庁舎の現況	庁舎のスペース	・役場庁舎のみ(6㎡/人):115人 ・改善センター1階も活用:141人		・役場庁舎のみ(6㎡/人):81人 ・中央公民館2階も活用:112人	
		庁舎の利便性	・エレベーター:農村環境改善センター1基 役場庁舎なし(年内に設置予定) ・住民スペース:276㎡ ・障害者用トイレ:2箇所 ・キャッシュコーナー:あり ・出入口は段差解消 ・冷暖房は集中管理方式 ・建築時期:平成2年7月建築		・エレベーター:役場庁舎1基 中央公民館1基 ・住民スペース:118㎡ ・障害者用トイレ:4カ所 ・キャッシュコーナー:なし ・出入口は段差解消 ・冷暖房は個別方式(エコアイスシステム) ・建築時期:平成14年2月	
		駐車場	・156台		・142台	
		議会関係スペース	・議場:159㎡ ・議長室、委員会室等:5室(186.8㎡)		・議場:166㎡ ・議長室、委員会室等:4室(171.3㎡)	
		庁舎以外の建物	・農村環境改善センター:3階建、966㎡ ・教育文化会館:3階建、990㎡		・中央公民館:3階建、1,553㎡	
		会議室	・庁舎内(3室:179.2㎡) 周辺建物を含めると(8室:845㎡)		・庁舎内(3室:104㎡) 周辺建物を含めると(8室:412㎡)	
20 点	交通関係	JR路線	・JR岸本駅まで徒歩5分 ・電車停車回数:普通のみ上・下各12回		・JR伯耆溝口駅まで徒歩5分 ・電車停車回数:普通のみ上・下各12回	
		バス路線	・役場前バス停あり 町内循環バス(月曜日)11回 日ノ丸自動車 29.5往復		・役場前バス停あり 日ノ丸自動車 18.5往復	
		道路	・国道181号線に面している		・国道181号線から約400メートル	
		国道から良く見えるか	・国道に隣接しておりよく見える		・国道から離れているが建物が高くよく見える	
15 点	人口	人口増減 人口密度	岸本町内で人口増加の著しい集落(10年間) ・伯耆ニュータウン(+196) ・スカイタウン大殿(+163) ・リバータウン(+117) 人口密度 181人/㎢		溝口町内で人口増加の著しい集落(10年間) ・長山(+62) 人口密度 58人/㎢	
10 点	地理的条件	近年の土地利用動向	・最近5年間で宅地開発が一番盛んな地区は 岸本町大殿地区、次いで溝口町溝口地区 ・大殿と役場の距離:約2km ・溝口と役場の距離:約5.2km		・大殿と役場との距離:約7.4km ・溝口と役場の距離:約0.4km	
		住民による役場利用可能性	・岸本町役場までの両町住民1人あたりの平均距離 5.40km/人		・溝口町役場までの両町住民1人あたりの平均距離 5.65km/人	
10 点	庁舎の位置関係	県、周辺市町村との往来	・西部総合事務所:8.55km ・日野総合事務所:21.9km		・西部総合事務所:13.7km ・日野総合事務所:16.8km	
		2町全域からとらえた庁舎の位置関係	岸本町役場から一番遠い集落 (岸本町)藍野:9.66km (溝口町)福岡:16.3km		溝口町役場から一番遠い集落 (岸本町)丸山:9.3km (溝口町)福岡:11.5km	
5 点	官公署等	国の施設(約1キロ圏内)	岸本郵便局		溝口郵便局	
		県の施設(約1キロ圏内)	岸本警察官駐在所、大殿警察官駐在所		溝口警察署、溝口警察官駐在所	
		学校関係(約1キロ圏内)	岸本中学校、岸本小学校		溝口中学校、溝口小学校	
		消防署(約1キロ圏内)			江府消防署溝口出張所	
5 点	他の施設	産業(工場、商店数) (約1キロ圏内)	・4人以上の事業所数:15 ・商業商店数(飲食店除く):52		・4人以上の事業所数:9 ・商業商店数(飲食店除く):58	
		病院、診療所 (約1キロ圏内)	田中外科医院、仲村医院、小田歯科医院		溝口中央病院、飛田医院、武田医院、下村 歯科、篠原歯科	
		大きなイベント、集会施設 (約1キロ圏内)	農村環境改善センター(約200人)		中央公民館(約120人) 鬼の館(約400人)	
		食事、会合の場所の数 (約1キロ圏内)	喫茶店、レストラン、ドライブイン等 :4カ所		喫茶店、レストラン、ドライブイン等 :5カ所	
5 点	公共的団体等の施設	金融機関(約1キロ圏内)	山陰合同銀行岸本支店、鳥取銀行岸本支店		鳥取銀行溝口支店、山陰合同銀行溝口出張 所、米子信用金庫溝口支店	
		JA施設(約1キロ圏内)	J A岸本町支所		J A溝口町支所	
		商工会(約1キロ圏内)	岸本町商工会館		溝口町商工会館	
		中央公民館(約1キロ圏内)	岸本町中央公民館		溝口町中央公民館	
合計						

平成15年9月10日

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝 様

新町名称小委員会 委員長 野坂 明典

新町名称絞り込み結果について

新町名称小委員会第7回会議で新町名称絞り込みを行った結果について、次のとおり報告します。

記

1. 開催日時 平成15年8月29日(金)午後2時~午後4時45分
2. 開催場所 岸本町役場 合併協議会事務局室
3. 新町名称絞り込み結果(協議会絞り込み対象名称)

一覧 番号	名 称	読 み 方	一覧 番号	名 称	読 み 方
25	安寿美町	あずみちょう	398	伯陽町	はくようちょう
83	表大山町	おもてだいせんちょう	409	花咲町	はなさきちょう
93	花陽町	かようちょう	436	波々木野町	ははきのちょう
122	希志美町	きしびちょう	456	日野川町	ひのがわちょう
146	耆守町	きもりちょう	464	美峰町	びほうちょう
159	清野町	きよのちょう	493	ほうき町	ほうきちょう
242	秀峰町	しゅうほうちょう	494	伯耆町	ほうきちょう
278	西光町	せいこうちょう	571	実咲野町	みさきのちょう
365	西大山町	にしだいせんちょう	599	緑川町	みどりかわちょう
370	西伯耆町	にしほうきちょう	614	峰川町	みねかわちょう
395	伯峰町	はくほうちょう	700	和希町	わきちょう

4. その他

- (1) 読み方は違うが文字が同じ名称に投票があった場合は、同じ名称に投票したも
のとして取り扱うこととした。この場合に、公表の際の意味・理由は当委員会
が調整し、読み方は当委員会が判断することとした。
- (2) 当初20点を候補として選定することとしていたが、投票を行った結果、20番目
は3点が得票同数となった。決選投票を行ったが、3点が再度同点となったため、
これ以上の絞り込みは困難と判断し、協議会に22点で提案することとした。

報告第4号

岸本町・溝口町合併まちづくり委員会の開催状況について

岸本町・溝口町合併まちづくり委員会の開催状況を別紙のとおり報告する。

平成15年9月10日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

別紙

合併まちづくり委員会開催状況報告書

第4回

日 時	平成 15 年 8 月 2 8 日(木)19:00 ~ 21:10	会 場	溝口町中央公民館
出席者氏名	委 員	3 5 名	
	事務局	佐蔵、斉下、影山、森、遠藤（合併推進室）	
会 議 の 主 な 内 容			
会議項目	概 要		
あいさつ	委員長あいさつ		
部会ワークショップ	<p>新町のまちづくりの方向づけ 前回のつづき (こんなまちづくりを進めよう) 部会ごとのいくつかのテーマづくり 新町で取り組むべき施策について 前回のつづき (こんな取り組みを始めよう) 課題や問題点の解決策の提案 新町誕生で進めるまちづくりの施策 新町のまちづくりへの提言 (わかりやすくまとめて伝えよう) これまでの話し合いや意見のとりまとめによる提言の作成</p>		
次回開催予定	<p>当初の予定を変更して第 5 回目を開催する。 平成 1 5 年 9 月 4 日(木) 19:00 ~ 岸本町農村環境改善センター 全体会としての委員会は、第 5 回を最終回とし、提言とりまとめに 至らない部会は、部会独自に開催することを確認した。</p>		

合併まちづくり委員会開催状況報告書

第5回

日 時	平成 15 年 9 月 4 日 (木) 19:00 ~ 21:10	会 場	岸本町農村環境改善センター
出席者氏名	委 員	3 5 名	
	副会長	住田副会長 (溝口町長)	
	事務局	佐蔵、齊下、影山、森、遠藤 (合併推進室)	
会 議 の 主 な 内 容			
会議項目		概 要	
あいさつ		委員長あいさつ	
部会ワークショップ		<p>新町のまちづくりへの提言とりまとめ (わかりやすくまとめて伝えよう) これまでの話し合いや意見のとりまとめによる提言の作成</p>	
委員からの意見		<p>この委員会が打ち上げ花火にならないよう住民と行政が手を携えて新しいまちづくりに取り組まなくてはならない 今後もこのような会を継続的に開催してはどうか</p>	

岸本町 溝口町合併協議会協議項目

番号	協議項目	25 各種事務事業の取り扱い一覧			
1	合併の方式	25-1	財政事務	25-27	衛生関係事業
2	合併の期日	25-2	消防防災関係事業	25-28	同和人権対策事業
3	新町の名称	25-3	公共交通事業	25-29	上水道事業
4	新町の事務所の位置	25-4	負担金の取扱い	25-30	下水道事業
5	財産の取扱い	25-5	納税関係業務	25-31	土木建設事業
6	慣行の取扱い	25-6	出納業務	25-32	農林水産業事業
7	機構及び組織の取扱い	25-7	地域コミュニティ事業	25-33	商工業事業
8	条例、規則等の取扱い	25-8	情報通信事業	25-34	観光事業
9	議員定数及び任期の取扱い	25-9	地域間交流事業	25-35	治山治水事業
10	農業委員会委員定数及び任期の取扱い	25-10	女性政策事業	25-36	小中学校の通学区域
11	特別職の職員の身分	25-11	地域開発関係事業	25-37	学校教育事業
12	一般職の職員の身分の取扱い	25-12	交通安全事業	25-38	学校給食事業
13	広域行政の取扱い	25-13	広報公聴事業	25-39	社会教育事業
14	公共的団体の取扱い	25-14	医療費助成	25-40	社会体育事業
15	消防団の取扱い	25-15	健康づくり事業	25-41	文化振興事業
16	地方税の取扱い	25-16	母子保健事業	25-42	その他
17	使用料、手数料等の取扱い	25-17	老人保健事業		
18	補助金、交付金の取扱い	25-18	高齢者福祉事業		
19	字名の取扱い	25-19	児童福祉事業		
20	諮問機関の取扱い	25-20	母子・父子・寡婦福祉事業		
21	国民健康保険事業の取扱い	25-21	障害者福祉事業		
22	介護保険事業の取扱い	25-22	その他福祉事業		
23	電算システムの取扱い	25-23	社会福祉協議会		
24	新町建設計画	25-24	環境対策事業		
25	各種事務事業の取扱い	25-25	窓口業務		
26	郡の所属の取扱い	25-26	保育事業		

協議項目 17 使用料、手数料等の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 17 使用料、手数料等の取り扱いについては、次のとおり調整する。

- 1 使用料、手数料等の取り扱いのうち、道路占用料は、現行どおりとする。(別添資料 P1)
- 2 使用料、手数料等の取り扱いのうち、屋外広告物手数料は、現行どおりとする。(別添資料 P1)

平成 15 年 9 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議項目 25 - 4 各種事務事業の取扱い（負担金の取扱い）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 4 各種事務事業の取扱い（負担金の取扱い）については、次のとおり調整する。

- 1 負担金の取扱いのうち、県町村会負担金については、現行どおりとする。（別添資料 P2）
- 2 負担金の取扱いのうち、西部町村会負担金については、現行どおりとする。（別添資料 P2）
- 3 負担金の取扱いのうち、政経懇話会負担金については、合併時に一元化で調整する。（別添資料 P2）
- 4 負担金の取扱いのうち、政経クラブ負担金については、合併時に一元化で調整する。（別添資料 P2）
- 5 負担金の取扱いのうち、西部町村情報公開・個人情報保護審査会運営費負担金については、現行どおりとする。（別添資料 P2）
- 6 負担金の取扱いのうち、国土調査推進協議会国・県負担金については、現行どおりとする。（別添資料 P3）

平成 15 年 9 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議項目 25 - 25 各種事務事業の取扱い（窓口業務）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 25 各種事務事業の取扱い（窓口業務）については、次のとおり調整する。

- 1 窓口業務のうち、国民健康保険の加入、脱退、変更届の受付及び受診票の交付に関することについては、現行どおりとする。（別添資料P4）
- 2 窓口業務のうち、庁舎案内及び連絡に関することについては、現行どおりとする。（別添資料P4）
- 3 窓口業務のうち、人口・世帯数の推移については、現行どおりとする。（別添資料P4）
- 4 窓口業務のうち、人口動態の推移については、現行どおりとする。（別添資料P4）
- 5 窓口業務のうち、流入流出口については、現行どおりとする。（別添資料P4）
- 6 窓口業務のうち、お悔やみ情報の新聞社への取次ぎ事務については、当面、現行どおりとし、合併後、早い時期に一元化を図るものとする。（別添資料P4）
- 7 窓口業務のうち、埋火葬、改葬の許可については、現行どおりとする。（別添資料P4）
- 8 窓口業務のうち、死産届出に関する事務については、現行どおりとする。（別添資料P4）
- 9 窓口業務のうち、人口動態調査については、現行どおりとする。（別添資料P5）
- 10 窓口業務のうち、住民基本台帳に関する事務（戸籍に関する届に基づくもの）については、現行どおりとする。（別添資料P5）
- 11 窓口業務のうち、「桜の苑」の使用許可及び使用料の徴収に関する事務については、現行どおりとする。（別添資料P5）
- 12 窓口業務のうち、住民基本台帳に係る統計に関する事務については、現行どおりとする。（別添資料P5）
- 13 窓口業務のうち、成年後見人・準禁治産者名簿に関する事務については、現行どおりとする。（別添資料P5）
- 14 窓口業務のうち、犯歴事務については、現行どおりとする。（別添資料P5）
- 15 窓口業務のうち、相続税法第58条に関する事務については、現行どおりとする。（別添資料P6）
- 16 窓口業務のうち、外国人登録事務については、現行どおりとする。（別添資料P6）
- 17 窓口業務のうち、身上照会処理事務については、現行どおりとする。（別添資料P6）

- 18 窓口業務のうち、公用に関する諸証明発行業務については、現行どおりとする。
(別添資料P6)
- 19 窓口業務のうち、職権消除の告示については、現行どおりとする。(別添資料P6)
- 20 窓口業務のうち、破産名簿に関する事務については、現行どおりとする。(別添資料P6)
- 21 窓口業務のうち、自動車臨時運行許可事務については、現行どおりとする。(別添資料P7)
- 22 窓口業務のうち、戸籍に関する事務(謄・抄本の受付、作成)については、現行どおりとする。(別添資料P7)
- 23 窓口業務のうち、諸証明に関する事務については、現行どおりとする。(別添資料P7)
- 24 窓口業務のうち、郵送による諸請求に関する事務については、現行どおりとする。
(別添資料P8)
- 25 窓口業務のうち、公簿の閲覧に関する事務については、現行どおりとする。(別添資料P8)
- 26 窓口業務のうち、年金窓口事務については、現行どおりとする。(別添資料P8)
- 27 窓口業務のうち、国民年金保険料免除関係事務については、現行どおりとする。
(別添資料P9)
- 28 窓口業務のうち、障害基礎年金関係事務については、現行どおりとする。(別添資料P9)
- 29 窓口業務のうち、老齢福祉年金関係事務については、現行どおりとする。(別添資料P9)
- 30 窓口業務のうち、敬老年金関係事務については、現行どおりとする。(別添資料P9)

平成15年9月10日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議項目 25 - 31 各種事務事業の取り扱い（土木建設事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 31 各種事務事業の取扱い（土木建設事業）については、次のとおり調整する。

- 1 土木建設事業のうち、道路占用許可事務については、現行どおりとする。条例は岸本町の例による。（別添資料 P 10）
- 2 土木建設事業のうち、道路占用料徴収事務については、現行どおりとする。条例は岸本町の例による。（別添資料 P 10）
- 3 土木建設事業のうち、防衛施設周辺障害防止対策事業については、現行どおりとする。（別添資料 P 10）
- 4 土木建設事業のうち、河川維持管理事業（一級河川樋門）については、現行のどおりとする。（別添資料 P 10）
- 5 土木建設事業のうち、屋外広告物の許可事務については、現行のどおりとする。（別添資料 P 10）
- 6 土木建設事業のうち、大型特殊車両の通行許可事務については、現行どおりとする。（別添資料 P 10）

平成 15 年 9 月 10 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議項目 20 諮問機関の取扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 20 諮問機関の取扱いについては、次のとおり調整する。

- 1 諮問機関の取扱いのうち、固定資産評価審査委員会については、委員報酬は合併までに調整し、委員定数は現行どおりとする。委員会開催は溝口町の例による。(別添資料 P 11)

平成15年9月10日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

新町名称アンケートについて

新町名称アンケートは、次のとおりとする。

平成15年9月10日 提出

新町名称小委員会 委員長 野坂 明典

記

1. アンケートの趣旨

新町名称の決定に当たり、住民アンケートによって最終決定することで、住民の意向を最大限に反映させるとともに、新町誕生の機運を盛り上げ、住民に愛されるまちづくりの一環とすることを目的に実施するものである。

2. アンケートの結果及び効力

新町名称に関するアンケートによって、最も支持の多かった名称を新町の名称として採用するものとする。

3. アンケート実施方法

(1) 配布対象者

平成15年8月20日現在において岸本町又は溝口町に住所を有する平成元年4月1日以前に生まれた者(中学3年生以上)で、アンケート用紙発送前日まで引き続き住所を有している者を対象者とする。

[理由]

世帯毎に配布する方法と一定年令以上の住民全員に配布する方法について比較検討した結果、住民一人ひとりの意見を反映させるためには、世帯毎よりも個人毎に配布する方法が望ましい。

また、新町誕生予定時に義務教育を終了している若者を対象とすることによって、まちづくりへの参加意識を持ってもらうことができる。

(2) 配布・回収方法

配布・回収とも郵送とする。配布時は、世帯ごとに返信用回答ハガキを一つの封筒に入れて送付する。返信用回答ハガキは、料金受取人払いとする。

[理由]

各区長に依頼、郵送、住民投票の三つの方法を比較検討した結果、「配布から回収までの期間が最も短期間ですむ」「個人の回答の秘密を守れる」「比較的低コストで実施できる」という理由から郵送によるものとした。

(3) アンケート期間

協議会においてアンケート実施の承認と協議会における絞り込み終了後に、配布する。回収は、配布の日から2週間後を締切日(当日消印有効)とする。

[理由]

郵送による場合は、発送から個人に届くまでの期間が1~2日程度である。その後アンケート回答を記入し投函する期間として、二週間は十分な期間であると判断した。

(4) アンケート用紙の内容

別紙1のとおり

4. アンケート回答の有効・無効

(1) 次のいずれかに該当するアンケート回答は無効とする。

批評・感想など名称選定の 印以外の記載があるもの。

印を記入すべきところを×など異なる印で記載したもの。

複数の名称に 印を記載したもの。

印の位置が不適切で、どの名称を選んだか不明のもの。

(2) 上記の(1)に掲げたもの以外の疑問回答については、小委員会で審査するものとする。

[理由]

想定される疑問回答の有効・無効の統一的な取り扱いを定めることで、疑問回答を公平に処理することができるとともに、小委員会及び事務局における疑問回答の取り扱いに関する協議時間を短縮することで、速やかなアンケート集計作業を行うことができる。

5. 再交付の取扱い

印刷ミス、書き間違いなどにより回答用紙再交付の申し出があった場合は、交換すべき回答用紙を持参した場合で、かつ本人確認ができた場合にのみ再交付するものとする。

[理由]

同一人への回答用紙の二重交付を防止するため、再交付の際の取り扱いを定めるもの。

名称決定までの会議等の予定

月 日	会議等	内 容
9月10日	第5回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・小委員会絞り込み結果報告 ・協議会絞り込み及び結果公表 ・アンケート方法等協議
9月～10月	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・絞り込み結果及びアンケート実施を周知
10月8日	第6回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新町名称アンケート実施に係る補正予算協議
10月9日	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート発送（回答締切10月24日）
10月上旬	小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・名称採用者への記念品等協議
10月下旬	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート回収、集計
10月下旬 11月上旬	小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート集計報告 ・アンケート疑問回答協議 ・アンケート最終集計
11月12日	第7回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果及び新町名称決定報告 ・新町名称選考の経過等報告
12月10日	第8回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新町名称採用者に記念品等贈呈

協議第2号

合併まちづくりシンポジウムの開催について

合併まちづくりシンポジウムを別紙のとおり開催する。

平成15年9月10日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

合併まちづくりシンポジウム

【開催趣旨】

岸本町と溝口町の合併を機に新しいまちづくりをどのように進めるのか、行政も住民もいっしょに考える場とすることを目的としてシンポジウムを開催する。

【開催時期】

10月16日(木) 午後6時30分～9時00分

【場所】

岸本町農村環境改善センター(岸本町役場隣、収容人員200人)
西伯郡岸本町大殿48番地13
(溝口町のケーブルテレビでも放送する)

【内容】

1 基調講演(75分)

講師 株式会社シーズ総合政策研究所
代表取締役所長 藤原 洋 氏

国土交通省地域振興アドバイザー、
農林水産省森林・農地保全3セク研究会委員
中四国農政局グリーン・ツーリズム推進懇談会コーディネーター
鳥取県地域活性化アドバイザー など

演題 「合併を活かした新町のまちづくり」(仮題)

2 「合併まちづくり委員会」の提言発表(70分)

合併まちづくり委員会の各部会の提言発表。(5部会)

- 教育文化部会
- 生活環境部会
- 福祉保健部会
- 商工観光部会
- 農業部会

協議第3号

住民アンケートの対象とする新町名称候補の選定について

このことについて、平成15年8月20日開催の協議会第4回会議で承認された協議事項第1号「新町名称の協議会における絞り込み方法について」に基づき、協議会委員の投票により、別紙新町名称候補一覧表の中から5点の名称を選定するものとする。

平成15年9月10日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

新町名称候補一覧表

1/2

名称	意味・理由
あずみちょう 安寿美町	安・・・安泰と平和を意味する 寿・・・健康で明るく長寿を意味する 美・・・緑と清流、自然の景観の美しさを意味する
おもてだいせんちょう 表大山町	岸本町、溝口町とも、大山の表側に位置している。全国的にも知名度のある大山を冠する。
かようちょう 花陽町	花回廊は「花」いっぱい町をイメージしている。大山からの昇る太陽の光をあびて、元気で明るい陽だまりになるような町を思い名づけました。
きしびちょう 希志美町	希・・・溝口鬼住山（希望）、志・・・岸本しびの里（志）、美・・・そのまま美しい町づくり。希望を持ち志美しい町づくり
きもりちょう 耆守町	岸本町の橋伯耆橋と溝口町の橋鬼守橋からとった、共に日野川にかかる橋
きよのちょう 清野町	清いは、岸本町の清山川の清をとりました。野は日野川の野をとりました。
しゅうほうちょう 秀峰町	大山が富士山のように美しく見えるのは岸本町と溝口町からだけです。秀峰大山を望むまち。
せいこうちょう 西光町	西伯郡の西を（せい）日野郡の日を光とかえ（こう） 県西部で光り輝く町 せいこうを成功の意に
にしだいせんちょう 西大山町	新町は秀峰大山の西に位置することから、地理的なイメージが容易である。また大山をシンボルとしたまちづくりが可能な名称と考えます。
にしほうきちょう 西伯耆町	伯耆の国の西に位置し歴史的な名前である。
はくほうちょう 伯峰町	西日本一の大山の頂きを望む伯耆地方一の住み良い町
はくようちょう 伯陽町	この「伯」耆の里で、岸本・溝口両町民にとって、母なる大山とともに朝日（陽）を望むことができ、新町民にとってこれ以上の幸せはないと思います。「伯陽町」という字は親しみやすく、分かりやすく「はくようちょう」の五韻に明るい響きを感じることが出来ます。米子道の沿線に「伯陽町」、岡山道の沿線に「賀陽町」ありで両町の産業・文化の交流というのはいかがでしょうか。
はなさきちょう 花咲町	両町に共通の観光資源である「とっとり花回廊」にちなんだ名前。大山を背景に、放牧場などの山麓にお花畑が広がる。そんなイメージの明るい町づくりを展開して欲しい。
ははきのちょう 波々木野町	広量とした人々の暮らしを願って古代の伯耆をイメージして

新町名称候補一覧表

2/2

ひのがわちょう 日野川町	日野川流域の二つの町が合併し川の流れるように豊で恵みのある新しい希望の町をめざして
びほうちょう 美峰町	大山が富士山のように美しい姿に見えるのは岸本町と溝口町からだけです。語感もおしゃれな感じ。
ほうきちょう ほうき町	伯耆の国だから（漢字はかたいイメージなので仮名で）。きれいに掃き清められた場所という意味もこめて。
ほうきちょう 伯耆町	昔は伯耆の国と呼ばれていて、両町民にも馴染みのある言葉。両町から眺める大山：伯耆富士が一番きれいに見える。伯耆富士のように雄大かつ力強く発展することを願って。
みさきのちょう 実咲野町	岸本・溝口両町の豊かな自然をイメージして、このすばらしい環境がいつまでも続くようにと願って付けた名前です。
みどりかわちょう 緑川町	緑があり川があり住みやすい町にしたいから
みねかわちょう 峰川町	秀峰大山の峰、日野川の川から
わきちょう 和希町	老若男女誰もが力を合わせて和の心を持ち、新世紀に向かって若人たちが迷わず希望に向かってまい進することができる町

提案第 1 号

新町の本庁舎位置について

新町の本庁舎は、岸本町役場に置く。

所在地 鳥取県西伯郡岸本町吉長 3 7 番地 3

平成 1 5 年 9 月 1 0 日 提出

新町事務所位置小委員会 委員長 下村 有象